

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	奨学のための給付金の交付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本県教育委員会は、熊本県奨学のための給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人情報のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

熊本県教育委員会

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	奨学のための給付金の交付に関する事務
②事務の概要	熊本県奨学のための給付金交付要領に基づき、低所得世帯における授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減に資するため、奨学のための給付金を支給する。
③システムの名称	奨学のための給付金管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
奨学のための給付金支給情報ファイル、特定個人情報等管理簿	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ○熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例第2条第1項別表第1
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	○番号法第19条第9号 ○熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例第2条第1項別表第1
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課
②所属長の役職名	高校教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課 〒862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1 電話:096-333-2675

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月19日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月19日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報-1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	奨学のための給付金の交付交付要領で定める交付についての審査に関する業務	熊本県奨学のための給付金交付要領に基づき、低所得世帯における授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減に資するため、奨学のための給付金を支給する。	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和3年9月1日	I 関連情報-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ○熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例第2条第1項別表第1	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ○熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例第2条第1項別表第1	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和3年9月1日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ○熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例第2条第1項別表第1	○番号法第19条第9号 ○熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例第2条第1項別表第1	事後	番号法改正の施行に伴う修正
令和3年9月1日	I 関連情報-5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	熊本県教育庁教育指導局高校教育課	熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和3年9月1日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	熊本県教育庁教育指導局高校教育課	熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和3年9月1日	I 関連情報-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	熊本県教育庁教育指導局高校教育課 〒862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1 電話096-333-2675	熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課 〒862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1 電話096-333-2675	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年5月16日時点	令和3年8月19日時点	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年5月16日時点	令和3年8月19日時点	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)